

滋賀短期大学後援会会則

昭和45年4月20日 制定

(中間の改正省略)

平成20年4月1日 改正

(名 称)

第1条 本会は、滋賀短期大学後援会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、滋賀短期大学（以下「本学」という）の充実、発展に協力することを目的とする。

(事 務 所)

第3条 本会は、事務所を本学事務局に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の福利厚生に対する援助
- (2) その他本会の目的達成上必要と認める事業

(会 員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員 本学に在学する学生の保護者
- (2) 賛 助 会 員 本会の目的に賛同して相当額の金品を寄贈した者
- (3) 会 友 卒業生の保護者

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 委 員 10名
- (4) 監 事 2名
- (5) 顧 問 若干名
- (6) 参 与 若干名

(役員を選出)

第7条 委員は、総会において正会員のうちから選出し、会長、副会長、監事は、委員のうちから互選する。

2 顧問は、本学園理事長、学長ならびに本会に特別功労のあった者に役員会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 参与は、理事、本学教職員のうちから会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

- (3) 委員は、役員会を組織し、会務を処理する。
- (4) 顧問は、会長の諮問に応じる。
- (5) 参与は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。
- (6) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 選挙による役員任期は、1年とし、再任を妨げない。補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の種類)

第10条 本会に、総会および役員会を置く。

(総会)

第11条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年定期総会を開催し、役員選挙、予算ならびに会則の変更その他重要事項を審議決定する。

3 臨時総会は、会長が特に必要と認めるとき、役員会の議に基づき開催する。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、委員および監事をもって組織し、会長が必要と認めるとき開催する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長が招集する。

(会議の議長)

第14条 総会の議長は、その都度正会員中から選出する。

2 役員会の議長は、会長があたる。

(議決)

第15条 議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(経費)

第16条 本会の経費は、正会員の会費、寄附金、預金利子およびその他の収入を充てる。

(会費)

第17条 正会員の会費は、本学に在学する学生1人につき、年額20,000円とする。

ただし、兄弟姉妹で在籍している場合は、1人分の年額とする。

2 前項の会費は、学生の入学と同時に全額を納入するものとし、中途退学しても還付しない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(庶務・会計)

第19条 本会の庶務・会計を処理するため、幹事を置く。

2 前項の幹事は、本学事務局職員のうちから会長が委嘱する。

(その他の事項)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項については、役員会が定める。